

## まん延防止等重点措置対象区域への指定に伴う 施設利用及び事業・イベントに係る対応方針

令和3年7月19日

草加市新型コロナウイルス対策本部

本市が「まん延防止等重点措置対象区域」に指定されたことから、まん延防止重点措置指定日より市内公共施設の利用及び事業・イベントについて、次のとおり制限を見直すものとします。

### 1. 対象期間

- ・令和3年7月20日(火)～令和3年8月22日(日)

### 2. 対象施設及び事業・イベント

- ・市内公共施設及び学校開放施設
- ・市(委託業者を含む)が実施する事業やイベント

### 3. 対応内容

- ・市内公共施設及び学校開放施設の利用時間を午後8時までとします。
  - －原則、午後8時以降の時間帯を含む区分の利用は不可とします。
  - －申出により、午後8時までの利用を希望する場合は、減額等を行わないことを条件に貸出を可能とします。
  - －感染リスクの高い、次の用途での施設利用は不可とします。
    - カラオケ、合唱、コーラス、歌唱、入浴サービス、会食を伴う活動(バーベキュー含む)
- ・事業、イベントの開催時間を午後8時までとします。

※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン(令和3年4月21日改定)」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。